

国民の森林・国有林



立木 第3回
資格付一般競争

入札の御案内

令和8年9月28日 施行
10時00分入札開始

※代理人の入札への参加

①委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日に出席せず、代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

②入札書

「入札書」（別紙2）に入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名とともに代理人氏名の記入が必要となります。なお、押印は不要です。

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署

☎ 0246 代表 (66) 1234
FAX (66) 1255

公 売 公 告

令和8年8月26日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 佐藤 智一

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和8年9月28日（月）

入札開始 10時00分

締 切 10時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

磐城森林管理署 2階 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒979-0201

福島県いわき市四倉町2丁目170-1 磐城森林管理署

（2）到着期限 令和8年9月25日（金） 17時15分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間または搬出期限

力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、「特約事項（立木販売）」（別紙 6）を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和 7 年度から令和 11 年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額 10% を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙 1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお代表者本人、また代理人による入札のいずれの場合も押印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である

キ 入札当日以外の年月日が記入された入札

ク 明らかに談合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

コ 入札時刻に遅れてした入札

サ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和8年10月7日(水)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1 件の売払契約代金が 1 5 0 万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和 2 4 年法律第 1 7 6 号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷ 3 6 5 日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 2 0 日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000 m²未満は 6 ヶ月以内、1,000 m²以上は 1 0 ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 1 5 日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を磐城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 3 5 条に基づき、引渡領収書を磐城森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
- ア 販売物件明細書：別紙 9 「売払物件一覧表」後掲の各明細を閲覧して下さい。
- イ 契約書（案）：別紙 5 「売買契約書（案）」を閲覧して下さい。
- (2) 各規程等
- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
- イ 国有林野の産物売払規程
- ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）
- 上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、磐城森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知）（最終改正令和7年12月3日）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し0.50 μ Sv/h以下であること、また、0.50 μ Sv/h超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が6,400Bq/kg以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙4に示すとおりです。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について
 - ア 国は適格請求書発行事業者です。
 - イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。
 - ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

磐城森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号 0246-66-1234

〈ホームページ〉

磐城森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html>

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

委 任 状

代理人氏名 △△ △△

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

委 任 状

私は、都合により △△ △△を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和××年××月××日 から 令和××年××月××日

令和□□年□□月□□日

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 株式会社 ○○○○
代表者氏名 代表取締役 ○○○○

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

【記入例】

入 札 書

入札番号 第 ○ 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

↓入札当日の日付を記入

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

※代表者本人また、代理人による入札の
いずれの場合も押印不要です。

(入札者)

住 所

○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称

株式会社 ○○○○

代表者氏名

代表取締役 ○○ ○○

(代理人)

氏 名

(代理人による入札の場合)

△△ △△

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線量率

物件 番号	林小班	①空間線量 率($\mu\text{Sv/h}$) ※測点最大値	②樹皮の放 射性物質濃 度(Bq/kg)	③測定日	④面積(ha)	⑤測定 点数
1	60お	0.07		R8.6.2	0.24	2
	60く	0.08		R8.6.2	0.10	2
	60さ4	0.06		R8.6.2	0.15	2
2	646ろ2	0.70	2,810	R4.7.12 ～R5.1.13	3.55	12
	647は	0.59	1,889	R4.7.12 ～R5.1.13	4.13	15
3	659は	0.58	2,180	R4.7.12 ～R5.1.13	11.41	36
4	659ほ	0.32		R8.1.20	0.40	2

注1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

注3) 樹皮の放射性物質濃度は、立木時の測定値であり、造材及び搬出作業に伴う土壌の付着による放射性物質濃度の上昇分は見込んでおりません。

注4) 2・3号物件については、「令和4年度旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要となる放射性物質関係調査事業」の調査結果を引用しているため、測点数が多くなっています。

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 60 お・く・さ 4	（分収なし）	10.00%
2号物件 646 ろ 2・647 は	（分収育林）	3.00%
3号物件 659 は	（分収育林）	3.00%
4号物件 659 ほ	（分収なし）	10.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	面積 (h a)		
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数 (本)
	立 木		材積 (m3)
	内訳 公売物件番号 号		
売買代金	売買代金		円
	うち消費税抜代金		円
	消費税 (10 %)		円
契約保証金	免除		円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円
		うち消費税抜代金	円
	民収分	分 収 額	円
		うち消費税抜代金	円
官行造林立木竹	分収権者		
分収造林立木竹			
分収育林立木竹			

- * 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- * 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
延納分	延納金額	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
	延納利息	延納利息	円		
	延納担保金額	延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
	延納利率	延納利率	% 年	同提供期限	
分割延納分	延納金額	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
	延納利息	延納利息	円		
	延納担保金額	延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
	延納利率	延納利率	% 年	同提供期限	
売買物件の引渡方法	売買物件の引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日(概算の場合の最終期限)			
売買物件の搬出期間(期限)	引渡の日から起算して	日間	(期限 令和 年 月 日)		
売買(使用)目的の指定		施設設置等の指定			
特約事項	別 紙 の 通 り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日
売 渡 人 分任契約担当官 磐城森林管理署長

登録番号 T8000012050001

買 受 人

特約事項（立木販売）

1. 物件の引き渡しについて

- （１） 買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、物件の引き渡しを「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」によりおこなう。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなる。

ア 代金の全部（売払規程第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった時、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があった時（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時）に引渡しがあったものとみなすものとする。

イ 買受人は前記（１）により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

2. 事業計画書等の提出及び承認

- （１） 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」（別紙 7）を作業に着手する 20 日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）と計画内容を調整の上、磐城森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。提出に際しては、下記事項（ア～カ）またその他物件ごとに必要な事項について事前に確認・手続きを行うこと。

ア 事前に該当森林官と官民界または販売区域の確認を行い、契約外立木の誤伐、また「官民境界標識」の毀損、亡失等の無いように留意する。

イ 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有との交渉は、買受人が行うこと。

ウ 保安林の制限のある買受物件区域内外において森林作業道、集材路及び土場を作設又は利用する場合は、土地の形質変更について、買受人において当署への保安林内作業行為許可同意書の交付申請の提出、ならびに県知事への申請を必ず実施すること。立木の伐採については、買受物件区域外において、同様に所定の申請を実施すること。

エ 国有林内既設森林作業道、集材路及び土場の使用及び新規作設を行う場合は無料利用承認を受けること。契約区域外の利用については、承認が必要となるため、該当森林官等と内容の調整を行い、無料利用請書を磐城森林管理署長へ提出し、承認を受けること。なお契約区域内については無料利用承認申請を省略できるが、必要に応じて申請箇所に含めることも可能とする。

オ 契約区域外の立木伐採により発生する搬出支障木については、別途売買契約手続きを行うものとし、該当する場合は余裕をもって森林官等に申告する

こと。引渡しについては1.(1)によるものとし、着手前に金融機関の領収印のある納入告知書の写し（分収林契約箇所については、民収分の代金振込証書の写しも含む）を提出すること。なお売払いは1回を原則とする。

カ 搬出支障木数量については、販売物件材積の5%を超えないよう、伐採を必要最小限にとどめるように事業計画段階で検討し、森林官の数量調査を受けること。なお、契約数量は森林官による調査数量とする。

(2) 事業計画書には、森林作業道、集材路及び土場を含む路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものとする。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（別紙8）の内容を確認の上、添付すること。

(3) 買受人は(1)で承認を受けた森林作業道、集材路及び土場の路網計画を変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、磐城森林管理署長等に提出し、その承認を受けること。

(4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、磐城森林管理署長等の承認を受けた後に着手することができる。

(5) 提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供することについて了承されたい。

3. 伐採・搬出、森林作業道等作設に関する事項

(1) 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。ただし、指針3の(1)及び(5)は適用しない。

(2) 買受人は、森林作業道、集材路及び土場を作設する場合は、以下の項目を遵守し施工すること。

ア 路網

(ア) 配置

a. 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

(a) 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。

(b) 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。

(c) 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

(d) 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。

(e) S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

(イ) 幅員

- a. 幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

(ウ) 勾配・排水

- a. 縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。
- b. 横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。森林作業道の場合は必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工を実施する。
- c. 特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。
- d. 排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。
 - (a) カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
 - (b) 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

イ 施工

(ア) 切土

- a. 切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。
- b. 切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

(イ) 盛土

- a. 盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。
- b. なお、森林作業道で緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm 程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。
- c. 盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、

1 割 2 分程度とする。

- d. ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせる。森林作業道の場合は構造物の設置も検討する。
- e. 盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

(ウ) 簡易構造物等

路網に構造物を設置する場合は森林作業道として作設する。構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

(エ) 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(オ) 表土、根株の扱い（森林作業道の場合のみ）

- a. 根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。
- b. 根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。
- c. 事業終了時、事業時に設置した横断排水施設等を再度確認し、洗堀や土砂の流出を防ぐため補修や追加の排水処理を行う。

ウ 周辺環境への配慮

- (ア) 集材路、土場は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しないこと。
- (イ) 事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、森林官に報告し、指示を受けること。
- (ウ) 集材路・土場にも横断溝等の排水処置を適切に行い、降雨時に泥水等が直接沢や林道公道等に流出しないようにする。洗い越し等の沢付近での作業は下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意すること。
- (エ) 択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護その他当該森林の保護に努めること。

- (オ) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施することとし、万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡すること。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示すること。
- (カ) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないこと。
- (3) 搬出作業完了時には、該当森林官等へ搬出済の旨連絡し、森林官等による跡地検査を受けること。また、その他作業完了時の手続についても、森林官等の指示を受けること。

4. 林野火災の防止について

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としないなければならないこと。
 - エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

5. 磐城森林管理署長等は、3（1）、（2）の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は磐城森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講ずること。

- (1) その他
 - ア ライフラインを含む重要保全対象について損害を与えた場合は、買受人が当該管理者と協議のうえ買受人の負担で補償、復元するものとする。

- イ 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出すること。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議すること。
- ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下、「盛土規制法」という。）第 10 条に規定する宅地造成等工事規制区域に該当、また盛土規制法第 26 条に規定する特定盛土等規制区域に該当する物件において、集材路（森林作業道を含む）、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請または届出を行うこと。
- エ 本特約事項に指定していないものについては、「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」によることを基本とする。
- 「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」については、下記リンクから参照されたい。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html

立木販売箇所の事業計画書

提出日：

磐城森林管理署長 殿
森林事務所森林官 経由

買受者の所在地：

名称：

代表者名：

電話：

安全指導等の記録

No.1

指導年月日 指導者名	作業の内容 従事者の数	安全指導等の内容

区分	内容
場所及び数量等	・ 公売 ・ 随契 契約月日
	・ 国有林 林班 小班
	・ 面積 ha ・ 樹種 外・材積 m3
	・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他 ()
	・ 自社 ・ 下請 ・ その他 ()
伐採搬出計画	・ (自) 計画承認日 (至)
	・ 架線系 ・ 車両系 ・ その他 ()
	・ 作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
	・ 住所：
	・ 名称：
	・ 代表者：
	・ 電話：
現場責任者の氏名	・ 氏 名： tel
	・ 氏 名：
	・ 氏 名：
	・ 氏 名：
	・ 氏 名：

立木販売箇所の事業計画書

提出日：令和8年4月1日

※1

磐城森林管理署長 殿
〇〇森林事務所森林官 様
理由

買受者の所在地：福島県いわき市四倉町〇-〇-〇

名称：有限会社 浜通林業

代表者名：代表取締役 磐城太郎

電話：123-456-7890

区分	内容
場所及び数量等	・ 公売 ・ 随契 契約月日 令和8年8月10日
	・ 〇〇 国有林 344 林班 1 小班
	・ 面積 7.03 ha ・ 樹種 スギ 外 ・ 材積 3,456 m3
	・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他 ()
	・ 自社 ・ 下請 ・ その他 ()
伐採搬出計画	・ (自) 計画承認日 (至) 令和10年2月22日
	・ 架線系 ・ 車両系 ・ その他 ()
	・ 作業員数 6 名 (常雇 5 名 臨時 1 名)
	・ 住所：福島県いわき市平〇〇〇
	・ 名称：森環整備事業(株)
現場責任者の氏名等	・ 代表者：代表取締役 森野 次郎
	・ 電話：789-012-3456
	・ 氏名：森野 三郎 tel
	・ 氏名：該当作業なし
	・ 氏名：森野 四郎、森野 五郎
現場責任者の氏名	・ 氏名：森野 四郎、森野 五郎、森野 六郎
	・ 氏名：森野 次郎、森野 三郎

※2

※3

安全指導等の記録

No.1

指導年月日	作業の内容	安全指導等の内容
指導者名	従事者の数	
※1 署への提出月日とします。なお森林官による現地確認、経営担当による承認審査(確認)期間を見込むことから、最低でも着手より20日程度前にご提出ください。 加えて、契約物件内に保安林等制限林を含む場合、また国有林の貸付設備を含む場合は、契約者様から当該管理者への協議・許可承認が必要となります。 以上について、必要な承認が揃ったことを確認でき次第の着手となりますので、事業計画書と併せてお早めにご提出ください。 ※2 作業期間は伐採・搬出作業にかかる実期間とし、始期は計画承認日、終期は実際の作業終了予定日を考慮してご記載ください (安易に搬出期限最終日とすることは避けること) ※3 作業員数は現場に常駐する作業員数とし、下請がある場合下請の作業員数も含めた数をご記載ください。 ※4 本表右側、安全指導等の記録は森林管理署等で記載するため、提出時は空欄でご提出ください。		

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
(1) 伐採区域の確認	
① 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。	☐
② 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。	☐
③ 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の設計	
① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。	☐
② 集材路・土場の作設は必要最小限にする。	☐
③ 集材路の線形は、極力等高線に合わせ、集材路・土場は溪流等から距離をおいて配置する。	☐
④ 集材路は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。	☐
⑤ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。	☐
⑥ 集材路・土場は、人家等重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。やむを得ず作設する場合は、重要な保全対象の上方に必要に応じて丸太柵工等を設置する。なお、集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐
⑦ 集材路のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。	☐
⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。	☐
⑨ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。	☐
(3) 林地保全に配慮した集材路・土場の施工	
① 集材路の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路の幅及び土場の広さを必要最小限にする。	☐
② 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。	☐
③ 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。	☐
④ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。	☐
⑤ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。	☐
⑥ 洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。	☐
⑦ 曲線部では上部入口手前で排水する。	☐
⑧ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきや植生マット等を設置する。	☐
⑨ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
⑩ 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。	☐

⑪ 切土高は1.5m程度以内（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。	☐
⑫ 切土のり面勾配は直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。	☐
⑬ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。	☐
⑭ 盛土のり面勾配は概ね1割より緩くすることとし、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くする。	☐
⑮ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐
（４）作業実行上の配慮	
① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。	☐
② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。	☐
③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐
（５）事業中・実施後の整理	
① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。	☐
② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。	☐
③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。	☐
④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。	☐
⑤ 枝条等が溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。	☐
⑥ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。	☐
⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。	☐
⑧ 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	☐
（６）生物多様性への配慮	
① 希少な野生生物の生息等を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を実施する。	☐
② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	☐

売 払 物 件 一 覧 表

売払 番号	管轄 事務 所	伐採種	物 件 所 在 地				樹 種	林 齢	面積 (ha)	数 量		保安 林 内 外	備 考
			市町村	大字	国有林名	林小班				本 数	材 積 (m³)		
1	合戸	立木 (間伐)	いわき市 三和町	合戸	細戸	60お	スギ外	54	0.24	305	187.46	内	林道工事支障木 毎木調査（樹高曲線）
						60く	スギ外	56	0.10	208	88.89	内	林道工事支障木 毎木調査（樹高曲線）
						60さ4	広葉樹外	60	0.15	211	36.93	外	林道工事支障木 毎木調査（樹高曲線）
1号物件計									0.49	724	313.28		
2	富岡	立木 (間伐)	富岡町	上郡山	滝ノ澤	646ろ2	スギ	41	1.68	504	412.51	外	分収造林 毎木調査（樹高曲線）
							ヒノキ		0.36	79	33.64		分収造林 毎木調査（精密）
						647は	スギ	41	2.49	744	571.13	外	分収造林 毎木調査（樹高曲線）
							ヒノキ		1.36	483	147.10		分収造林 毎木調査（樹高曲線）
2 号物件計									5.89	1810	1164.38		
3	竜田	立木 (皆伐)	檜葉町	井出	羽山	659は	スギ外	56	2.42	3,024	1,342.84	外	分収造林 標準地調査
4	竜田	立木 (皆伐)	檜葉町	井出	羽山	659ほ	スギ外	60	0.40	196	138.62	外	毎木調査（樹高曲線）
合計									9.20	5,754	2,959.12		

※各物件の図面の印刷の際は/拡大・縮小をせずに印刷すると/適切な縮尺でご利用いただけます。

立木販売箇所現地案内情報

物件番号	林小班	案内日時及び集合場所	案内者(担当者)	電話番号	集合場所
1	60お/60く/60さ4	参加者の負担軽減および現地確認の 効率化を図る観点から現地案内を省略します。 360度画像による現地確認コンテンツを作成し ましたので、右のQRコードよりご利用ください。	○合戸森林事務所 ○磐城署経営担当 ※林道工事関係は 磐城署土木担当	0246(66)1234 (磐城本署) 0246(87)2010 (合戸森林事務所)	
2/3/4	646ろ2/647は 659は/659ほ	9月10日(木) 10:00 竜田森林事務所 駐車場 (双葉郡檜葉町井出八石73-10)	○富岡(富岡・竜田) 森林官 ※磐城署駐在 ○磐城署経営担当	0240(22)3111 (富岡森林事務所) 0246(66)1234 (磐城本署)	

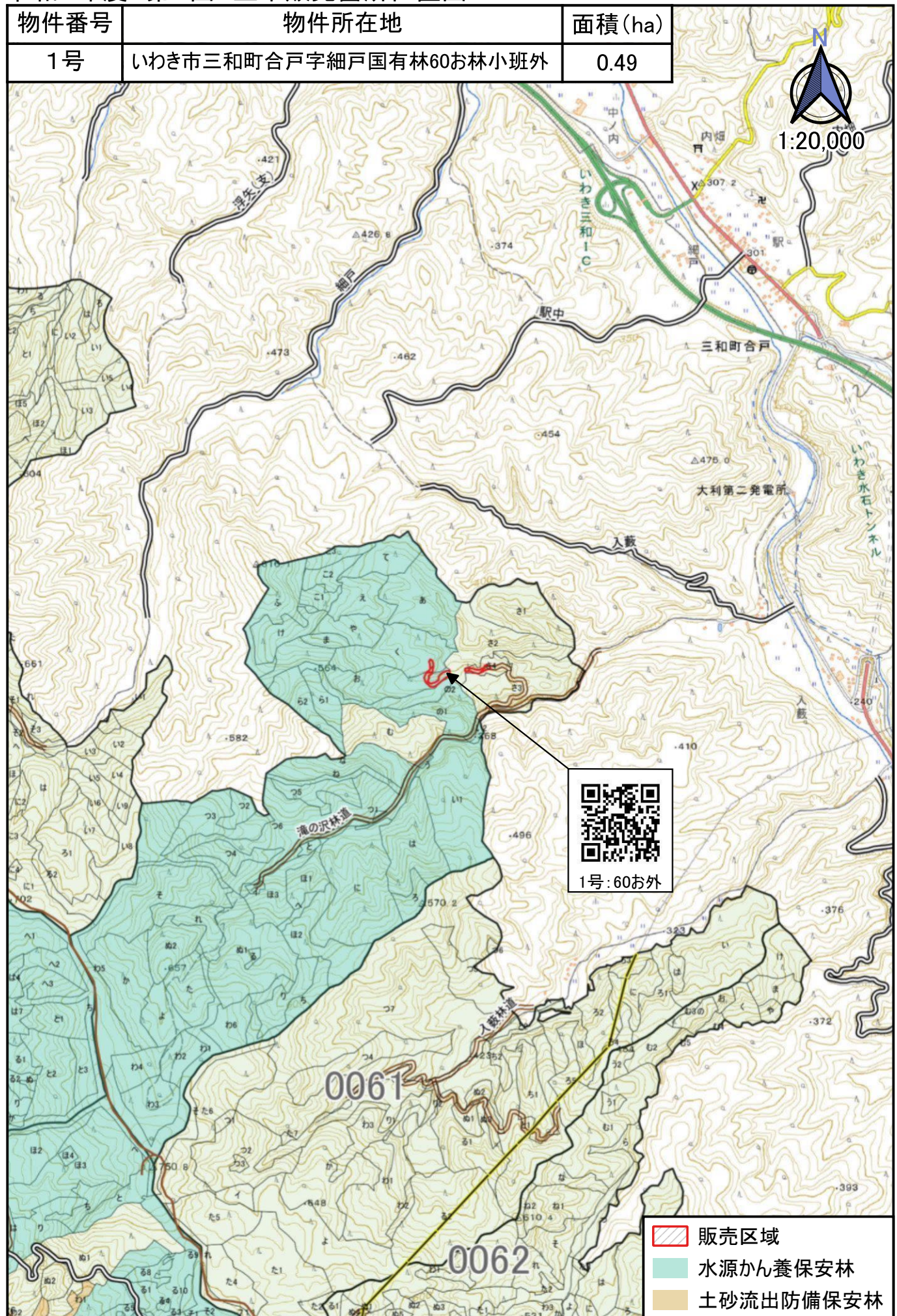
※現地案内については雨天決行ですが/状況によっては延期する場合がございます。

その場合は案内日の前営業日16:00までに決定しますので/該当案内者へご確認ください。

※林内での安全確保のため/ヘルメットの安全装備また必要に応じて野外活動に適した服装をご用意の上/参加してください。

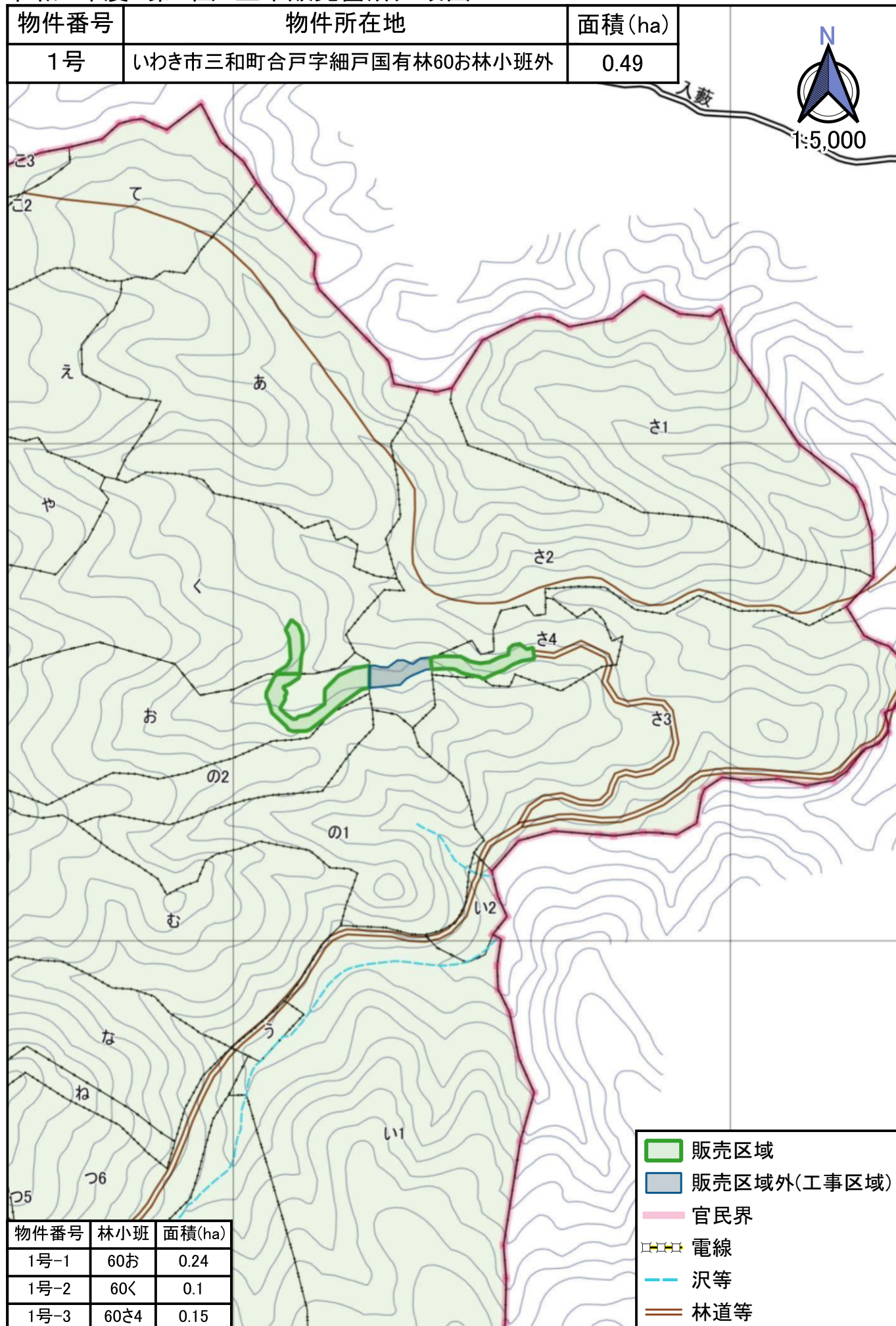
※1号物件の現地確認コンテンツ利用が難しい場合は、署までご連絡ください。

令和8年度 第3回 立木販売箇所位置図



出典:地理院タイル(国有林野情報を追記して掲載)

令和8年度 第3回 立木販売箇所区域図



販売物件明細書

1-1

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市三和町合戸字細戸国有林60お林小班				0.24	間伐	合戸
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	248	181.06			
一般材N計			248	181.06	○ 搬出期間 令和9年2月26日		
					○ 林齢 54 年		
スギ	生立木	低質材	35	4.82	○ 調査方法		
低質材N計			35	4.82	毎木調査(樹高曲線) 次項参照		
					○ 注意事項		
低質材L計	生立木	低質材	22	1.58	・本物件は林道工事支障木です。 ・搬出期限後は林道工事を予定しているため、搬出期間の延長はできません。令和9年2月26日までに伐採及び搬出を完了してください。 ・販売区域外(60さ2林小班、区域図参照)は林道工事区域ですので、この範囲内で奥側販売区域(60お、く)への進入をお願いします。なお範囲立木は搬出支障木売買契約の対象外です。 ・工事用の仮ベンチマークが現地に打設されているため、作業時に損壊することがないように注意してください。		
合計			305	187.46	○ 条件等 ・水源かん養保安林(立木伐採については協議済み、土地の形質変更については原因者による許可申請となります) ・特定盛土等規制区域 ・既設土場あり		

1-1 毎木調査(樹高曲線)結果(60お)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	14	13	0.11	6	0.66
スギ	一般材	16	14	0.15	17	2.55
スギ	一般材	18	16	0.21	9	1.89
スギ	一般材	20	16	0.25	13	3.25
スギ	一般材	22	17	0.32	23	7.36
スギ	一般材	24	18	0.40	16	6.40
スギ	一般材	26	19	0.49	25	12.25
スギ	一般材	28	20	0.59	23	13.57
スギ	一般材	30	20	0.66	22	14.52
スギ	一般材	32	21	0.78	22	17.16
スギ	一般材	34	22	0.91	10	9.10
スギ	一般材	36	22	1.01	13	13.13
スギ	一般材	38	23	1.16	11	12.76
スギ	一般材	40	24	1.33	11	14.63
スギ	一般材	42	24	1.45	6	8.70
スギ	一般材	44	25	1.64	2	3.28
スギ	一般材	46	25	1.78	4	7.12
スギ	一般材	48	26	2.00	9	18.00
スギ	一般材	50	27	2.23	1	2.23
スギ	一般材	50	28	2.31	1	2.31
スギ	一般材	52	28	2.48	3	7.44
スギ	一般材	54	29	2.75	1	2.75
スギ	低質材	8	10	0.03	3	0.09
スギ	低質材	10	11	0.05	8	0.40
スギ	低質材	12	12	0.07	8	0.56
スギ	低質材	14	13	0.11	2	0.22
スギ	低質材	16	14	0.15	3	0.45
スギ	低質材	18	16	0.21	4	0.84
スギ	低質材	20	16	0.25	2	0.50
スギ	低質材	22	17	0.32	3	0.96
スギ	低質材	24	18	0.40	2	0.80
低質材L	低質材	8	6	0.02	6	0.12
低質材L	低質材	8	7	0.02	4	0.08
低質材L	低質材	10	7	0.03	1	0.03
低質材L	低質材	10	8	0.03	2	0.06
低質材L	低質材	10	9	0.04	1	0.04
低質材L	低質材	12	9	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	14	10	0.07	1	0.07
低質材L	低質材	14	11	0.08	1	0.08
低質材L	低質材	16	12	0.11	1	0.11
低質材L	低質材	20	12	0.17	1	0.17
低質材L	低質材	22	13	0.23	1	0.23
低質材L	低質材	24	13	0.27	2	0.54

販売物件明細書

1-2

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市三和町合戸字細戸国有林60く林小班				0.10	間伐	合戸
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 国有林(保安林)		
スギ	生立木	一般材	92	59.91			
一般材N計			92	59.91	○ 搬出期間 令和9年2月26日		
					○ 林齢 56 年		
スギ	生立木	低質材	93	20.52	○ 調査方法		
低質材N計			93	20.52	毎木調査(樹高曲線) 次項参照		
					○ 注意事項		
低質材L計	生立木	低質材	23	8.46	・本物件は林道工事支障木です。 ・搬出期限後は林道工事を予定しているため、搬出期間の延長はできません。令和9年2月26日までに伐採及び搬出を完了してください。 ・販売区域外(60さ2林小班、区域図参照)は林道工事区域ですので、この範囲内で奥側販売区域(60お、く)への進入をお願いします。なお範囲立木は搬出支障木売買契約の対象外です。 ・工事用の仮ベンチマークが現地に打設されているため、作業時に損壊することがないように注意してください。		
合計			208	88.89	○ 条件等 ・水源かん養保安林(立木伐採については協議済み、土地の形質変更については原因者による許可申請となります) ・特定盛土等規制区域 ・既設土場あり		

1-2 毎木調査(樹高曲線)結果(60<)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	16	14	0.15	4	0.60
スギ	一般材	18	16	0.21	3	0.63
スギ	一般材	20	16	0.25	6	1.50
スギ	一般材	22	17	0.32	14	4.48
スギ	一般材	24	18	0.40	10	4.00
スギ	一般材	26	19	0.49	11	5.39
スギ	一般材	28	20	0.59	4	2.36
スギ	一般材	30	20	0.66	8	5.28
スギ	一般材	32	21	0.78	11	8.58
スギ	一般材	34	22	0.91	6	5.46
スギ	一般材	36	22	1.01	6	6.06
スギ	一般材	40	24	1.33	2	2.66
スギ	一般材	42	24	1.45	2	2.90
スギ	一般材	46	25	1.78	1	1.78
スギ	一般材	48	26	2.00	3	6.00
スギ	一般材	50	27	2.23	1	2.23
スギ	低質材	8	10	0.03	6	0.18
スギ	低質材	10	11	0.05	8	0.40
スギ	低質材	12	12	0.07	14	0.98
スギ	低質材	14	13	0.11	17	1.87
スギ	低質材	16	14	0.15	11	1.65
スギ	低質材	18	16	0.21	8	1.68
スギ	低質材	20	16	0.25	6	1.50
スギ	低質材	22	17	0.32	5	1.60
スギ	低質材	24	18	0.40	7	2.80
スギ	低質材	26	19	0.49	2	0.98
スギ	低質材	28	20	0.59	2	1.18
スギ	低質材	30	20	0.66	1	0.66
スギ	低質材	32	21	0.78	4	3.12
スギ	低質材	34	22	0.91	1	0.91
スギ	低質材	36	22	1.01	1	1.01
その他L	低質材	8	7	0.02	1	0.02
その他L	低質材	16	9	0.09	1	0.09
その他L	低質材	16	10	0.10	1	0.10
その他L	低質材	18	11	0.13	3	0.39
その他L	低質材	18	12	0.14	2	0.28
その他L	低質材	20	13	0.19	1	0.19
その他L	低質材	22	13	0.23	1	0.23
その他L	低質材	24	13	0.27	1	0.27
その他L	低質材	28	14	0.39	1	0.39
その他L	低質材	30	14	0.45	2	0.90
その他L	低質材	30	15	0.48	2	0.96

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
その他L	低質材	32	15	0.54	3	1.62
その他L	低質材	34	15	0.61	1	0.61
その他L	低質材	36	16	0.72	1	0.72
その他L	低質材	38	16	0.80	1	0.80
その他L	低質材	40	16	0.89	1	0.89

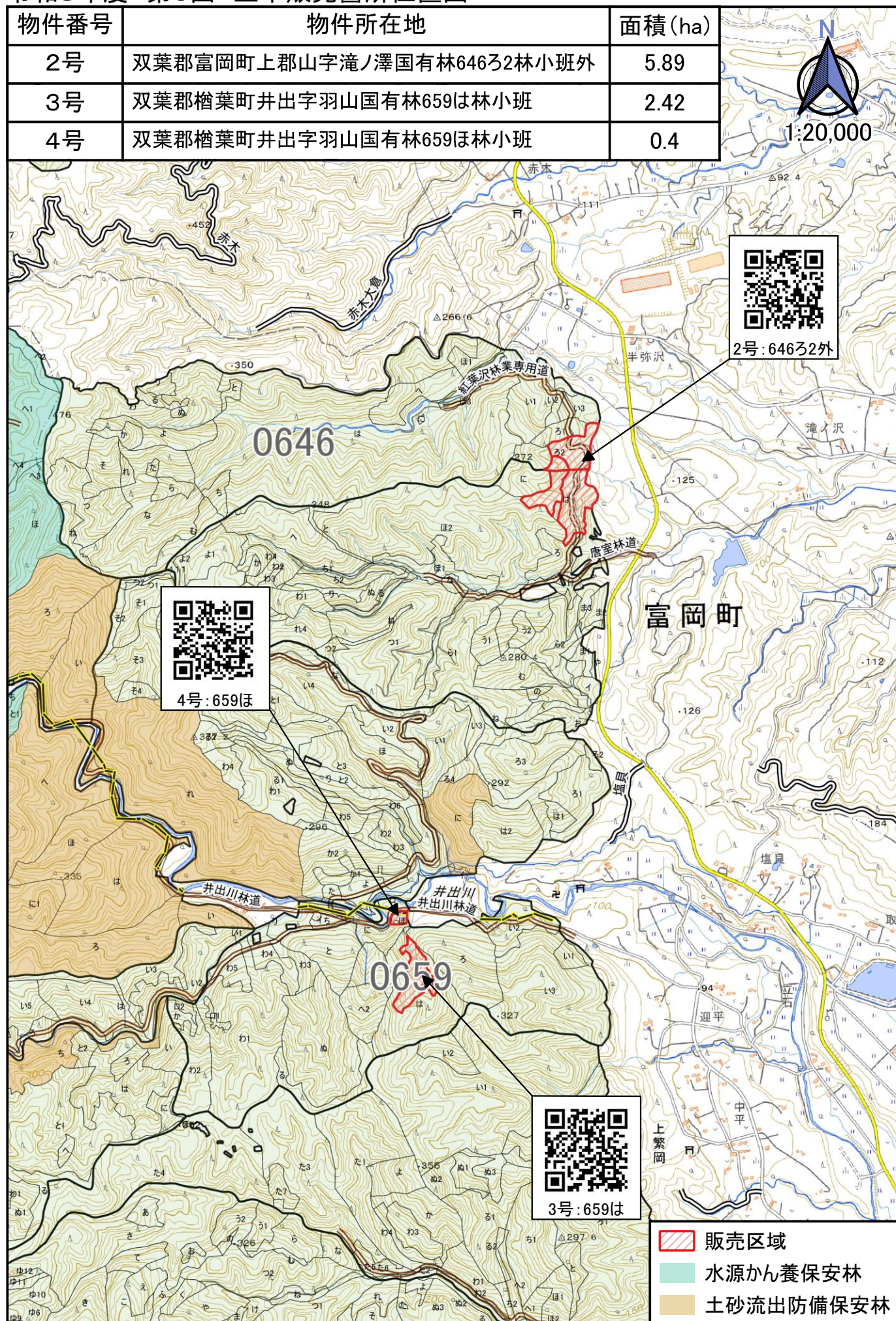
1-3

35

1-3 毎木調査(樹高曲線)結果(60㍿4)

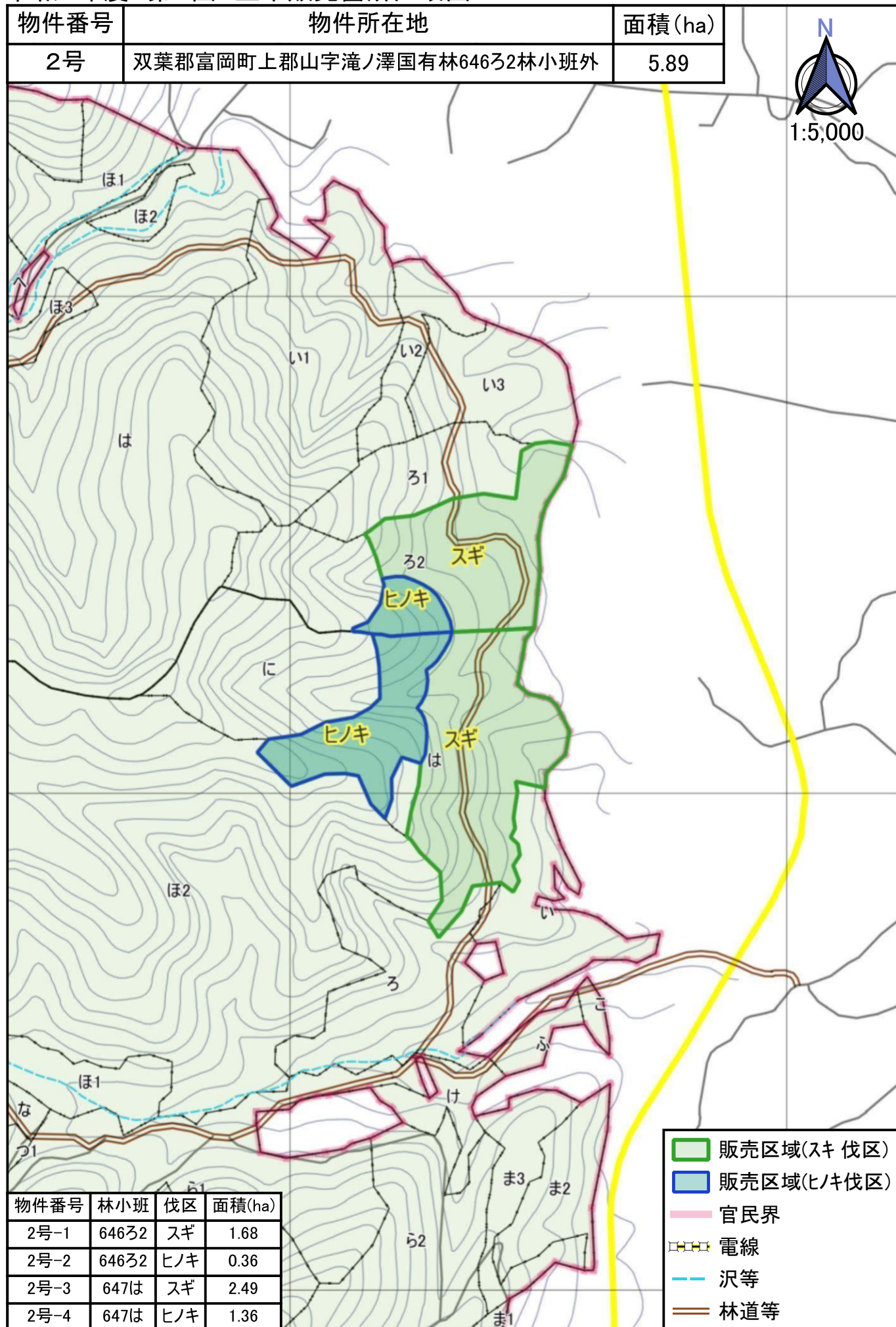
樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
低質材L	低質材	8	7	0.02	36	0.72
低質材L	低質材	10	8	0.03	35	1.05
低質材L	低質材	12	9	0.05	16	0.80
低質材L	低質材	14	9	0.07	9	0.63
低質材L	低質材	16	11	0.10	14	1.40
低質材L	低質材	18	12	0.14	16	2.24
低質材L	低質材	20	12	0.17	13	2.21
低質材L	低質材	22	13	0.23	14	3.22
低質材L	低質材	24	13	0.27	13	3.51
低質材L	低質材	26	14	0.34	12	4.08
低質材L	低質材	28	14	0.39	9	3.51
低質材L	低質材	30	15	0.48	6	2.88
低質材L	低質材	32	15	0.54	2	1.08
低質材L	低質材	34	16	0.65	7	4.55
低質材L	低質材	36	15	0.68	1	0.68
低質材L	低質材	36	16	0.72	1	0.72
低質材L	低質材	38	17	0.85	1	0.85
低質材L	低質材	44	18	1.18	1	1.18
低質材L	低質材	46	18	1.28	1	1.28
モミ	低質材	10	7	0.03	2	0.06
モミ	低質材	14	10	0.09	1	0.09
モミ	低質材	20	11	0.19	1	0.19

令和8年度 第3回 立木販売箇所位置図



出典: 地理院タイル(国有林野情報を追記して掲載)

令和8年度 第3回 立木販売箇所区域図



販売物件明細書

2-1

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	双葉郡富岡町上郡山字滝ノ澤国有林646ろ2林小班(スギ伐区)				1.68	間伐	富岡
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 分収造林契約箇所(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 41 年 ○ 調査方法 毎木調査(樹高曲線) 次項参照 ○ 条件等 ・関係林道:紅葉沢林業専用道 ・間伐木には白テープ巻きが施されています。保残木の保全に努め、誤伐のないように注意をお願いします。 ・宅地造成等工事規制区域		
スギ	生立木	一般材	338	300.40			
一般材N計			338	300.40			
スギ	生立木	低質材	166	112.11			
低質材N計			166	112.11			
合計			504	412.51			

2-1 毎木調査(樹高曲線)結果(646ろ2_スギ伐区)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	17	0.22	6	1.32
スギ	一般材	20	18	0.29	6	1.74
スギ	一般材	22	20	0.39	21	8.19
スギ	一般材	24	20	0.45	24	10.80
スギ	一般材	26	22	0.58	37	21.46
スギ	一般材	28	22	0.66	29	19.14
スギ	一般材	30	23	0.78	43	33.54
スギ	一般材	32	23	0.86	37	31.82
スギ	一般材	34	23	0.95	29	27.55
スギ	一般材	36	23	1.06	37	39.22
スギ	一般材	38	24	1.22	17	20.74
スギ	一般材	40	24	1.33	13	17.29
スギ	一般材	42	24	1.45	17	24.65
スギ	一般材	44	25	1.64	10	16.40
スギ	一般材	46	27	1.92	4	7.68
スギ	一般材	48	26	2.00	1	2.00
スギ	一般材	48	27	2.07	1	2.07
スギ	一般材	48	28	2.15	1	2.15
スギ	一般材	50	27	2.23	1	2.23
スギ	一般材	50	30	2.48	1	2.48
スギ	一般材	54	24	2.28	1	2.28
スギ	一般材	54	27	2.56	1	2.56
スギ	一般材	60	27	3.09	1	3.09
スギ	低質材	12	11	0.07	1	0.07
スギ	低質材	12	13	0.08	1	0.08
スギ	低質材	14	12	0.10	1	0.10
スギ	低質材	14	13	0.11	1	0.11
スギ	低質材	14	14	0.11	1	0.11
スギ	低質材	16	16	0.17	5	0.85
スギ	低質材	18	17	0.22	11	2.42
スギ	低質材	20	18	0.29	16	4.64
スギ	低質材	22	20	0.39	20	7.80
スギ	低質材	24	20	0.45	16	7.20
スギ	低質材	26	22	0.58	14	8.12
スギ	低質材	28	22	0.66	20	13.20
スギ	低質材	30	23	0.78	12	9.36
スギ	低質材	32	23	0.86	9	7.74
スギ	低質材	34	23	0.95	7	6.65
スギ	低質材	36	23	1.06	6	6.36
スギ	低質材	38	24	1.22	5	6.10
スギ	低質材	40	24	1.33	10	13.30
スギ	低質材	42	24	1.45	4	5.80
スギ	低質材	44	25	1.64	3	4.92
スギ	低質材	50	27	2.23	1	2.23
スギ	低質材	52	25	2.22	1	2.22
スギ	低質材	56	27	2.73	1	2.73

販 売 物 件 明 細 書

2-2

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	双葉郡富岡町上郡山字滝ノ澤国有林646ろ2林小班(ヒノキ伐区)				0.36	間伐	富岡
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	○ 分収造林契約箇所(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 41 年 ○ 調査方法 毎木調査(精密) 次項参照 ○ 条件等 関係林道:紅葉沢林業専用道 間伐木には白テープ巻きが施されています。保残木の保全に努め、誤伐のないように注意をお願いします。 ・宅地造成等工事規制区域		
ヒノキ	生立木	一般材	24	11.53			
一般材N計			24	11.53			
ヒノキ	生立木	低質材	55	22.11			
低質材N計			55	22.11			
合計			79	33.64			

2-2 毎木調査(精密)結果(646ろ2_ヒノキ伐区)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
ヒノキ	一般材	20	12	0.19	1	0.19
ヒノキ	一般材	20	17	0.27	1	0.27
ヒノキ	一般材	22	16	0.30	1	0.30
ヒノキ	一般材	22	17	0.32	1	0.32
ヒノキ	一般材	22	18	0.34	1	0.34
ヒノキ	一般材	22	19	0.37	1	0.37
ヒノキ	一般材	24	16	0.35	1	0.35
ヒノキ	一般材	24	19	0.43	1	0.43
ヒノキ	一般材	26	17	0.43	1	0.43
ヒノキ	一般材	26	18	0.46	1	0.46
ヒノキ	一般材	26	19	0.49	1	0.49
ヒノキ	一般材	28	16	0.46	3	1.38
ヒノキ	一般材	28	17	0.49	3	1.47
ヒノキ	一般材	28	18	0.53	1	0.53
ヒノキ	一般材	28	21	0.63	1	0.63
ヒノキ	一般材	30	18	0.60	1	0.60
ヒノキ	一般材	30	19	0.63	1	0.63
ヒノキ	一般材	30	20	0.67	1	0.67
ヒノキ	一般材	32	22	0.88	1	0.88
ヒノキ	一般材	34	19	0.79	1	0.79
ヒノキ	低質材	16	9	0.09	1	0.09
ヒノキ	低質材	16	14	0.14	1	0.14
ヒノキ	低質材	18	12	0.15	1	0.15
ヒノキ	低質材	18	13	0.17	1	0.17
ヒノキ	低質材	18	14	0.18	2	0.36
ヒノキ	低質材	20	11	0.17	1	0.17
ヒノキ	低質材	20	13	0.21	1	0.21
ヒノキ	低質材	20	16	0.25	1	0.25
ヒノキ	低質材	20	18	0.29	1	0.29
ヒノキ	低質材	22	13	0.24	2	0.48
ヒノキ	低質材	22	14	0.26	2	0.52
ヒノキ	低質材	22	15	0.28	1	0.28
ヒノキ	低質材	24	14	0.30	4	1.20
ヒノキ	低質材	24	15	0.33	3	0.99
ヒノキ	低質材	24	16	0.35	2	0.70
ヒノキ	低質材	26	15	0.38	4	1.52
ヒノキ	低質材	26	16	0.40	5	2.00
ヒノキ	低質材	26	17	0.43	2	0.86
ヒノキ	低質材	26	18	0.46	1	0.46
ヒノキ	低質材	28	14	0.40	1	0.40
ヒノキ	低質材	28	15	0.43	1	0.43
ヒノキ	低質材	28	16	0.46	1	0.46
ヒノキ	低質材	28	17	0.49	2	0.98
ヒノキ	低質材	28	18	0.53	1	0.53
ヒノキ	低質材	28	19	0.56	1	0.56

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
ヒノキ	低質材	30	15	0.48	2	0.96
ヒノキ	低質材	30	17	0.56	1	0.56
ヒノキ	低質材	30	18	0.60	1	0.60
ヒノキ	低質材	30	19	0.63	1	0.63
ヒノキ	低質材	32	17	0.62	1	0.62
ヒノキ	低質材	32	18	0.67	1	0.67
ヒノキ	低質材	32	19	0.72	1	0.72
ヒノキ	低質材	34	16	0.63	1	0.63
ヒノキ	低質材	34	17	0.68	1	0.68
ヒノキ	低質材	36	19	0.87	1	0.87
ヒノキ	低質材	40	18	0.97	1	0.97

販売物件明細書

2-3

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	双葉郡富岡町上郡山字滝ノ澤国有林647は林小班(スキ伐区)				2.49	間伐	富岡
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 分収造林契約箇所(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 41 年 ○ 調査方法 毎木調査(樹高曲線) 次項参照 ○ 条件等 関係林道:紅葉沢林業専用道 間伐木には白テープ巻きが施されています。保残木の保全に努め、誤伐のないように注意をお願いします。 ・宅地造成等工事規制区域		
スギ	生立木	一般材	456	403.63			
一般材N計			456	403.63			
スギ	生立木	低質材	288	167.50			
低質材N計			288	167.50			
合計			744	571.13			

2-3 毎木調査(樹高曲線)結果(647はスギ伐区)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	16	14	0.15	1	0.15
スギ	一般材	18	17	0.22	3	0.66
スギ	一般材	20	19	0.30	10	3.00
スギ	一般材	22	20	0.39	26	10.14
スギ	一般材	24	21	0.48	32	15.36
スギ	一般材	26	22	0.58	41	23.78
スギ	一般材	28	22	0.66	49	32.34
スギ	一般材	30	22	0.74	50	37.00
スギ	一般材	32	23	0.86	53	45.58
スギ	一般材	34	23	0.95	48	45.60
スギ	一般材	36	23	1.06	30	31.80
スギ	一般材	38	23	1.16	38	44.08
スギ	一般材	40	23	1.27	30	38.10
スギ	一般材	42	23	1.39	18	25.02
スギ	一般材	44	24	1.58	7	11.06
スギ	一般材	46	24	1.71	7	11.97
スギ	一般材	48	24	1.84	9	16.56
スギ	一般材	50	29	2.39	1	2.39
スギ	一般材	50	33	2.72	1	2.72
スギ	一般材	52	30	2.66	1	2.66
スギ	一般材	58	34	3.66	1	3.66
スギ	低質材	12	7	0.04	1	0.04
スギ	低質材	12	11	0.07	1	0.07
スギ	低質材	14	12	0.10	4	0.40
スギ	低質材	16	14	0.15	14	2.10
スギ	低質材	18	17	0.22	22	4.84
スギ	低質材	20	19	0.30	35	10.50
スギ	低質材	22	20	0.39	37	14.43
スギ	低質材	24	21	0.48	38	18.24
スギ	低質材	26	22	0.58	27	15.66
スギ	低質材	28	22	0.66	19	12.54
スギ	低質材	30	22	0.74	27	19.98
スギ	低質材	32	23	0.86	17	14.62
スギ	低質材	34	23	0.95	14	13.30
スギ	低質材	36	23	1.06	11	11.66
スギ	低質材	38	23	1.16	9	10.44
スギ	低質材	40	23	1.27	3	3.81
スギ	低質材	44	24	1.58	6	9.48
スギ	低質材	46	24	1.71	1	1.71
スギ	低質材	48	24	1.84	2	3.68

販売物件明細書

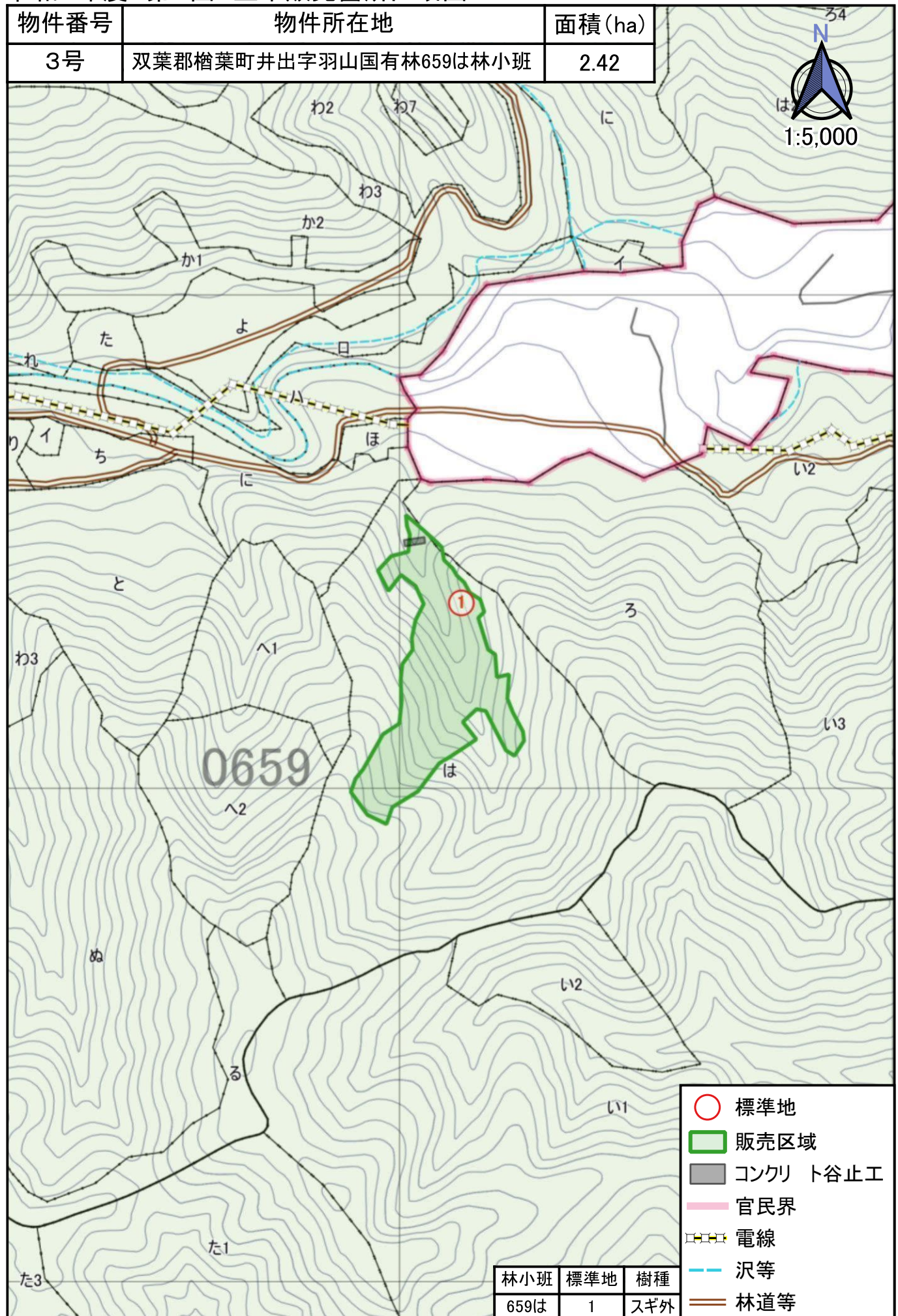
2-4

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
2	双葉郡富岡町上郡山字滝ノ澤国有林647は林小班(ヒノキ伐区)				1.36	間伐	富岡
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 分収造林契約箇所(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 41 年 ○ 調査方法 毎木調査(樹高曲線) 次項参照 ○ 条件等 関係林道:紅葉沢林業専用道 間伐木には白テープ巻きが施されています。保残木の保全に努め、誤伐のないように注意をお願いします。 ・宅地造成等工事規制区域		
ヒノキ	生立木	一般材	267	88.06			
一般材N計			267	88.06			
ヒノキ	生立木	低質材	216	59.04			
低質材N計			216	59.04			
合計			483	147.10			

2-4 毎木調査(樹高曲線)結果(647はヒノキ伐区)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
ヒノキ	一般材	14	13	0.10	5	0.50
ヒノキ	一般材	16	14	0.14	12	1.68
ヒノキ	一般材	18	14	0.18	28	5.04
ヒノキ	一般材	20	14	0.22	46	10.12
ヒノキ	一般材	22	15	0.28	37	10.36
ヒノキ	一般材	24	16	0.35	46	16.10
ヒノキ	一般材	26	16	0.40	46	18.40
ヒノキ	一般材	28	17	0.49	22	10.78
ヒノキ	一般材	30	17	0.56	16	8.96
ヒノキ	一般材	32	17	0.62	6	3.72
ヒノキ	一般材	34	17	0.68	1	0.68
ヒノキ	一般材	34	20	0.85	1	0.85
ヒノキ	一般材	36	19	0.87	1	0.87
ヒノキ	低質材	10	7	0.03	1	0.03
ヒノキ	低質材	10	8	0.03	1	0.03
ヒノキ	低質材	12	12	0.07	1	0.07
ヒノキ	低質材	12	13	0.08	1	0.08
ヒノキ	低質材	14	13	0.10	20	2.00
ヒノキ	低質材	16	14	0.14	23	3.22
ヒノキ	低質材	18	14	0.18	37	6.66
ヒノキ	低質材	20	14	0.22	38	8.36
ヒノキ	低質材	22	15	0.28	25	7.00
ヒノキ	低質材	24	16	0.35	21	7.35
ヒノキ	低質材	26	16	0.40	23	9.20
ヒノキ	低質材	28	17	0.49	14	6.86
ヒノキ	低質材	30	17	0.56	4	2.24
ヒノキ	低質材	32	17	0.62	1	0.62
ヒノキ	低質材	34	16	0.63	1	0.63
ヒノキ	低質材	36	16	0.69	1	0.69
ヒノキ	低質材	36	17	0.75	1	0.75
ヒノキ	低質材	38	21	1.09	1	1.09
ヒノキ	低質材	40	18	0.97	1	0.97
ヒノキ	低質材	40	21	1.19	1	1.19

令和8年度 第3回 立木販売箇所区域図



販売物件明細書

3

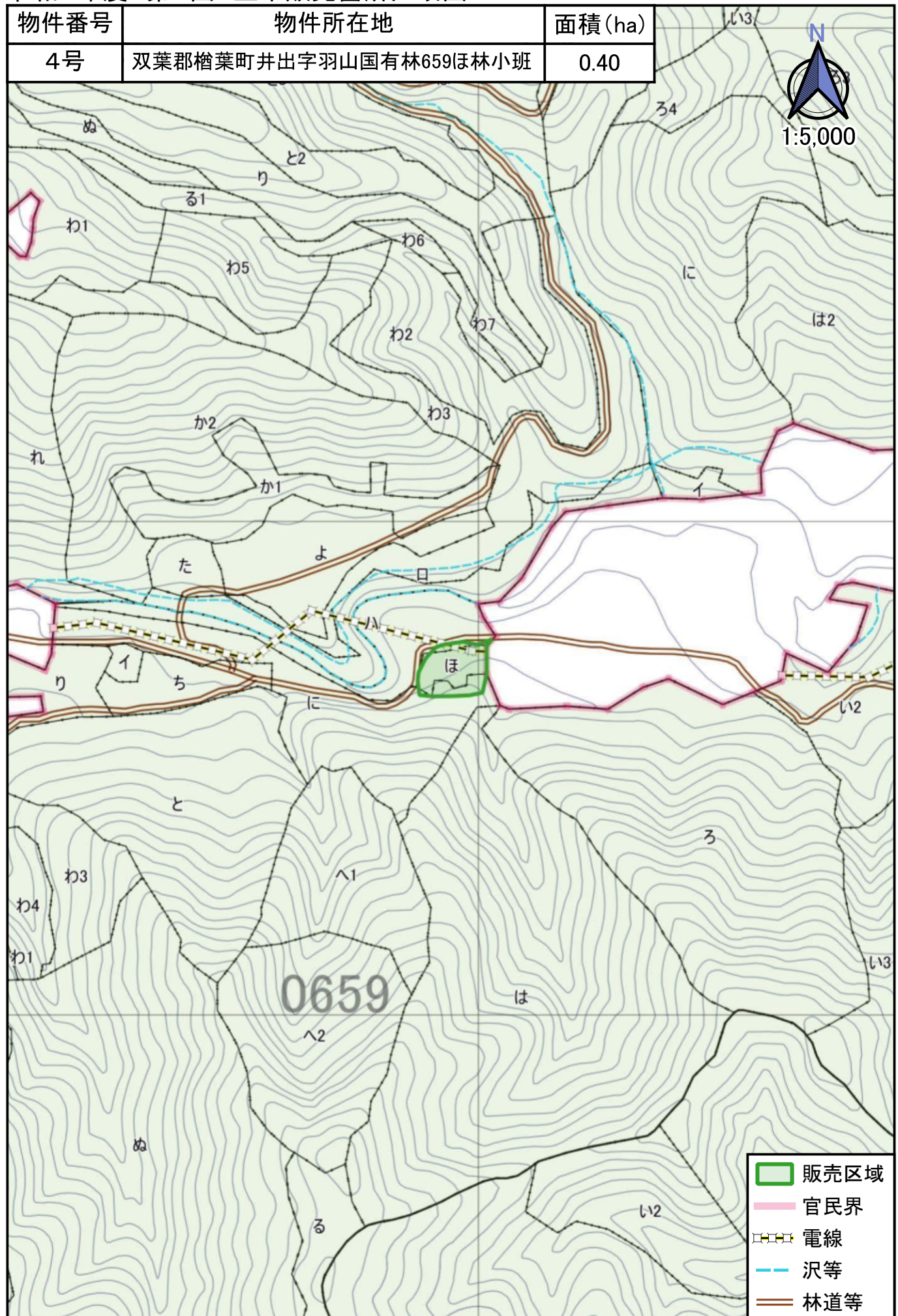
入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
3	双葉郡檜葉町井出字羽山国有林659は林小班				2.42	皆伐	竜田
樹種	種類	区分	本数	材積	○ 分収造林契約箇所(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 56 年 ○ 調査方法 標準地調査 次項参照 ○ 注意事項 本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、本公告に記載している数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。 ○ 条件等 ・関係林道:井出川林道 ・特定盛土等規制区域 物件内部にコンクリート谷止工がー基あります。(延長22.5m、高さ8m、昭和62年製、区域図参照)。		
スギ	生立木	一般材	1,080	889.48			
一般材N計			1,080	889.48			
スギ	生立木	低質材	1,323	308.69			
アカマツ	生立木	低質材	27	13.18			
低質材N計			1,350	321.87			
低質材L計	生立木	低質材	594	131.49			
合計			3,024	1,342.84			

3 標準地内立木調査結果(659は,0.09ha)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	20	15	0.24	1	0.24
スギ	一般材	22	15	0.28	2	0.56
スギ	一般材	24	16	0.35	1	0.35
スギ	一般材	24	23	0.53	1	0.53
スギ	一般材	24	24	0.56	2	1.12
スギ	一般材	24	25	0.59	1	0.59
スギ	一般材	26	18	0.46	1	0.46
スギ	一般材	26	22	0.58	1	0.58
スギ	一般材	26	24	0.64	2	1.28
スギ	一般材	26	26	0.70	1	0.70
スギ	一般材	28	16	0.45	1	0.45
スギ	一般材	28	20	0.59	1	0.59
スギ	一般材	28	21	0.62	1	0.62
スギ	一般材	28	22	0.66	1	0.66
スギ	一般材	28	24	0.73	1	0.73
スギ	一般材	28	27	0.84	1	0.84
スギ	一般材	30	21	0.70	1	0.70
スギ	一般材	32	20	0.74	2	1.48
スギ	一般材	32	21	0.78	1	0.78
スギ	一般材	32	22	0.82	1	0.82
スギ	一般材	32	23	0.86	1	0.86
スギ	一般材	32	24	0.90	1	0.90
スギ	一般材	32	25	0.94	1	0.94
スギ	一般材	32	26	0.98	1	0.98
スギ	一般材	34	23	0.95	1	0.95
スギ	一般材	34	24	1.00	2	2.00
スギ	一般材	36	25	1.15	3	3.45
スギ	一般材	38	28	1.43	1	1.43
スギ	一般材	38	29	1.49	1	1.49
スギ	一般材	40	25	1.39	2	2.78
スギ	一般材	40	26	1.45	1	1.45
スギ	一般材	44	27	1.77	1	1.77
スギ	低質材	10	6	0.03	1	0.03
スギ	低質材	10	7	0.03	1	0.03
スギ	低質材	10	8	0.03	2	0.06
スギ	低質材	10	10	0.04	1	0.04
スギ	低質材	12	9	0.05	2	0.10
スギ	低質材	12	10	0.06	4	0.24
スギ	低質材	12	11	0.07	1	0.07
スギ	低質材	14	8	0.06	1	0.06
スギ	低質材	14	9	0.07	1	0.07
スギ	低質材	14	11	0.09	1	0.09
スギ	低質材	14	13	0.11	1	0.11
スギ	低質材	14	15	0.12	1	0.12
スギ	低質材	16	9	0.09	2	0.18

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	低質材	16	10	0.10	3	0.30
スギ	低質材	16	12	0.12	1	0.12
スギ	低質材	16	14	0.15	1	0.15
スギ	低質材	18	10	0.13	2	0.26
スギ	低質材	18	11	0.14	2	0.28
スギ	低質材	18	12	0.15	1	0.15
スギ	低質材	18	15	0.19	1	0.19
スギ	低質材	18	18	0.24	1	0.24
スギ	低質材	20	12	0.19	1	0.19
スギ	低質材	20	15	0.24	2	0.48
スギ	低質材	20	18	0.29	1	0.29
スギ	低質材	22	12	0.21	1	0.21
スギ	低質材	22	17	0.32	1	0.32
スギ	低質材	22	18	0.34	2	0.68
スギ	低質材	22	23	0.46	1	0.46
スギ	低質材	24	15	0.32	1	0.32
スギ	低質材	24	18	0.40	1	0.40
スギ	低質材	24	20	0.45	1	0.45
スギ	低質材	26	22	0.58	1	0.58
スギ	低質材	26	23	0.61	1	0.61
スギ	低質材	30	19	0.63	1	0.63
スギ	低質材	30	24	0.82	2	1.64
スギ	低質材	40	24	1.33	1	1.33
アカマツ	低質材	30	15	0.49	1	0.49
低質材L	低質材	10	11	0.04	1	0.04
低質材L	低質材	12	10	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	12	15	0.08	1	0.08
低質材L	低質材	14	13	0.09	1	0.09
低質材L	低質材	14	14	0.10	2	0.20
低質材L	低質材	14	16	0.12	1	0.12
低質材L	低質材	16	13	0.12	1	0.12
低質材L	低質材	16	14	0.13	1	0.13
低質材L	低質材	16	15	0.14	1	0.14
低質材L	低質材	16	16	0.15	1	0.15
低質材L	低質材	18	16	0.19	2	0.38
低質材L	低質材	20	15	0.22	1	0.22
低質材L	低質材	20	16	0.23	3	0.69
低質材L	低質材	24	17	0.35	1	0.35
低質材L	低質材	26	18	0.43	1	0.43
低質材L	低質材	28	17	0.47	1	0.47
低質材L	低質材	30	16	0.51	1	0.51
低質材L	低質材	34	18	0.72	1	0.72

令和8年度 第3回 立木販売箇所区域図



販 売 物 件 明 細 書

4

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	双葉郡檜葉町井出字羽山国有林659ほ林小班				0.40	皆伐	竜田
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	○ 国有林(普通林) ○ 搬出期間 契約日より 36ヶ月 ○ 林齢 60 年 ○ 調査方法 毎木調査(樹高曲線) 次項参照 ○ 条件等 ・関係林道:井出川林道 ・特定盛土等規制区域		
スギ	生立木	一般材	53	88.46			
モミ	生立木	一般材	3	6.10			
コナラ	生立木	一般材	1	1.42			
一般材N計			57	95.98			
スギ	生立木	低質材	47	12.57			
低質材N計			47	12.57			
低質材L計	生立木	低質材	92	30.07			
合計			196	138.62			

4 毎木調査(樹高曲線)結果(659ほ)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	18	0.24	1	0.24
スギ	一般材	20	19	0.30	1	0.30
スギ	一般材	22	20	0.39	1	0.39
スギ	一般材	24	21	0.48	3	1.44
スギ	一般材	26	21	0.55	4	2.20
スギ	一般材	28	22	0.66	1	0.66
スギ	一般材	30	22	0.74	2	1.48
スギ	一般材	32	21	0.78	1	0.78
スギ	一般材	34	20	0.82	2	1.64
スギ	一般材	36	19	0.86	5	4.30
スギ	一般材	38	20	1.00	1	1.00
スギ	一般材	40	20	1.10	1	1.10
スギ	一般材	42	21	1.27	2	2.54
スギ	一般材	44	25	1.64	1	1.64
スギ	一般材	46	22	1.57	7	10.99
スギ	一般材	50	25	2.07	1	2.07
スギ	一般材	48	26	2.00	4	8.00
スギ	一般材	52	26	2.30	1	2.30
スギ	一般材	54	26	2.46	1	2.46
スギ	一般材	56	26	2.63	2	5.26
スギ	一般材	58	28	3.02	3	9.06
スギ	一般材	60	28	3.21	1	3.21
スギ	一般材	62	28	3.40	2	6.80
スギ	一般材	64	28	3.60	2	7.20
スギ	一般材	66	28	3.80	3	11.40
スギ	低質材	14	16	0.13	5	0.65
スギ	低質材	16	17	0.18	4	0.72
スギ	低質材	18	18	0.24	4	0.96
スギ	低質材	20	19	0.30	6	1.80
スギ	低質材	22	20	0.39	3	1.17
スギ	低質材	24	21	0.48	1	0.48
スギ	低質材	28	22	0.66	2	1.32
スギ	低質材	30	22	0.74	3	2.22
スギ	低質材	36	19	0.86	1	0.86
スギ	低質材	40	20	1.10	1	1.10
スギ	低質材	10	13	0.06	8	0.48
スギ	低質材	12	15	0.09	9	0.81
コナラ	一般材	46	20	1.42	1	1.42
モミ	一般材	28	20	0.62	1	0.62
モミ	一般材	50	22	2.03	1	2.03
モミ	一般材	62	25	3.45	1	3.45

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
低質材L	低質材	14	9	0.07	13	0.91
低質材L	低質材	16	11	0.10	4	0.40
低質材L	低質材	18	13	0.15	6	0.90
低質材L	低質材	20	15	0.22	5	1.10
低質材L	低質材	22	16	0.28	7	1.96
低質材L	低質材	24	16	0.33	7	2.31
低質材L	低質材	24	18	0.37	1	0.37
低質材L	低質材	26	18	0.43	7	3.01
低質材L	低質材	28	19	0.52	3	1.56
低質材L	低質材	30	20	0.63	4	2.52
低質材L	低質材	32	18	0.64	1	0.64
低質材L	低質材	32	19	0.68	2	1.36
低質材L	低質材	34	20	0.80	1	0.80
低質材L	低質材	34	21	0.84	1	0.84
低質材L	低質材	36	20	0.90	2	1.80
低質材L	低質材	36	21	0.94	1	0.94
低質材L	低質材	40	20	1.10	1	1.10
低質材L	低質材	42	22	1.32	3	3.96
低質材L	低質材	46	20	1.42	1	1.42
低質材L	低質材	46	21	1.49	1	1.49
低質材L	低質材	10	7	0.03	16	0.48
低質材L	低質材	12	8	0.04	5	0.20

〈メモ〉
